

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 多満喜会

# 社会福祉法人 多満喜会

## 役員等報酬規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 多満喜会（以下「法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めることを目的とする。

### (報酬の支給)

第 2 条 この法人の役員等が理事会、監事監査、評議員会等へ出席したときは、次のとおり総額の範囲内で、報酬を支給する。その他の法人業務に携わったときは、当法人の費用弁償及び旅費支給規則による。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- |             |                            |
|-------------|----------------------------|
| (1) 理事      | (各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲) |
| 理事会等会議への出席  | 日額 上限 10,000 円             |
| (2) 監事      | (各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲) |
| 監事監査等への出席   | 日額 上限 10,000 円             |
| (3) 評議員     | (各年度の総額が 300,000 円を超えない範囲) |
| 評議員会等会議への出席 | 日額 上限 10,000 円             |

### (交通費の支給)

第 3 条 この法人の役員等が理事会、監事監査、評議員会等へ出席したときは、交通費一律 2,000 円を支給する。

### (支給の方法)

第 4 条 第 2 条及び第 3 条については、出席の都度、現金にて支給する。

### (公表)

第 5 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第 6 条 この規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 17 日から施行する。